

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第一号）

一 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、所要の改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年三月一日

★ 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第二号）

一 改正の要旨

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十五年三月一日

★ 広島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）

一 改正の要旨

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称の変更及び政務活動費を充てること
ができる経費の範囲を定めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年三月一日

★ 広島県議会基本条例の一部を改正する条例（条例第四号）

一 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年三月一日